年金定期「夢達者」

（自由金利型定期預金Ｍ型）〔単利型〕

2021 年 2 月 1 日現在

商　品　名 （ 愛 称 ）	自由金利型定期預金Ｍ型〔単利型〕 （年金定期「夢達者」）
販売対象	・当金庫で公的年金をお受取りしている個人の方
取扱期間	・この預金の取扱期間は、店頭等で告知します。
期　　間	・定型方式……1 年 ・満期日指定方式……1 年 ・定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続（元金継続）の取扱いができます。
預　　入 （1）預入方法 （2）預入金 額 （3）預入単位	 ・一括預入 ・10 万円以上 200 万円以内（おひとり様　合計 200 万円以内） ・1 円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
利　　息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	 ・固定金利 預入時（継続日）の自由金利型定期預金Ｍ型〔単利型〕スーパー定期の店頭表示利率に「夢達者」の所定の金利を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します この預金の取扱期間が終了し、当金庫がこの取扱いをやめたとき、次回の自動継続日以降は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算
税　　金	・個人のお利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
手 数 料	――――――――――
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます （貸越利率は担保定期預金の約定利率にＯ．５％上乗せした利率です） ・マル優の取扱いができます
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務推進部（9 時～17 時、電話：052－913－1153）にお申出ください。 ・紛争解決措置：愛知県弁護士会（電話：052－203－1777）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記業務推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。
その他 参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・金利上乗せ幅は、金利情勢等により予告なく変更する場合があります。 ・一部解約はできません。 ・「夢達者」のご利用は、公的年金受取口座がある店舗 1 店舗のみでお取扱いできます。
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）

中 日 信 用 金 庫